

○綾瀬市下水道運営審議会規則

昭和 58 年 3 月 24 日
規則第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、綾瀬市附属機関の設置に関する条例(昭和 53 年綾瀬町条例第 13 号)に基づき設置された綾瀬市下水道運営審議会(以下「審議会」という。)の所掌事項、組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 下水道受益者負担金に関すること。
- (2) 下水道使用料に関すること。
- (3) その他下水道事業の運営について、市長が必要と認める事項

(委員)

第 3 条 委員は、市議会の議員、公共下水道使用者、排水設備設置義務者、自治会の代表及び学識経験者のうちから市長が委嘱する。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第 6 条 審議会は、必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、公共下水道管理事務主管課において処理する。

(委任)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。